



医療法人設立コンサルティング サービスご案内

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-3664-5771 FAX 050-3737-5508

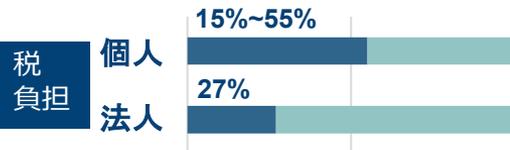
弊社は、約1,000件の医療機関の顧客基盤を持つ辻・本郷税理士法人のグループ法人です。北は北海道から南は沖縄まで現在90拠点以上、海外にも5拠点といった全国的な規模に加えて、各種専門に特化したグループ会社との連携により、お客様の多様なニーズにワンストップでお応えします。



① 税務

1. 税負担の軽減

毎年の所得について、個人の場合には所得金額に応じて15~55%の所得税・住民税が課されますが、法人の場合には約27%の法人税・住民税が課されます。



2. 給与所得控除

医療法人から先生自身に給与を支払うことができ、その給与につき給与所得控除を適用することができます。



3. 所得分散

家族が医療法人で勤務している場合には、その家族に給与を支払うことで所得分散を図ることができます。



4. 繰越欠損金

赤字が生じた際、その欠損金を個人事業の場合は3年間繰り越せませんが、法人の場合は10年間繰り越せます。



5. 消費税の納税義務

最大で設立から2期の消費税が免税となります。（前々期の課税売上が1,000万円以下、前期上半期の課税売上高又は給与が1,000万円以下）

最大2期免除



6. 相続税対策

診療所の利益は医療法人の内部に蓄積され、先生自身の相続財産を増加させません。基金拠出型の場合、基金のみが相続財産としてカウントされます。

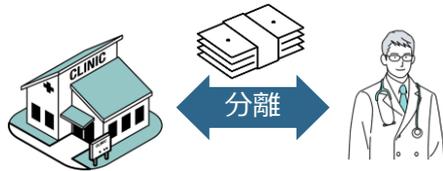


医療法人としての利益

② 運営

7. 経営と家計の分離

診療所の経営上の収支と、個人の家計の収支を明確に分離できます。



8. 退職金の支給

先生が医療法人の役員を退任する際に、退職金を受け取ることができます。
退職金の支払原資として保険に加入し、その保険料の一部を損金に算入することも可能です。



9. 分院等の開設

分院は医療法人でないと開設できません。

分院の開設可



10. 決算月

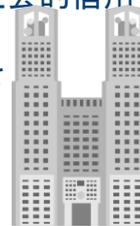
個人事業の会計年度は暦年なので決算月は必ず12月になりますが、医療法人の場合には任意に選択することができます。

任意選択可能



11. 社会的信用が高まる

医療法人は厳格な審査と認可を経て設立され、決算ごとに都道府県に対し決算や事業の届出を行うため、一般的に社会的信用が高く、金融機関からの融資を受けやすくなります。



12. 事業承継がスムーズ

個人事業の承継は、診療所の廃止届と後継者による開設許可申請といった行政手続きと、事業用財産や各種契約などを個別に承継する必要がありますが、医療法人の場合には基本的に社員と理事長の変更のみで完了します。



① 運営

1. 事業内容は本来業務と 附帯業務に限られる

医療法人は医業を目的とするため、原則として多角経営はできません。



2. 配当禁止

医療法人は営利法人ではないため、出資者に配当することができません。
また、配当とみなされる行為も認められません。



3. 解散時における残余財産の帰属

医療法人を解散した場合には、その残余財産は国や地方公共団体等に帰属させることになります。



4. 登記と決算届

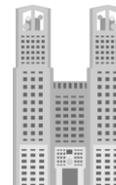
医療法人は毎年決算終了後に、「資産の総額」を、2年ごとに役員登記をする必要があります。また、決算終了から3か月以内に都道府県に対し「決算届」を提出する必要があります。



5. 定款変更

診療所の名称変更、移転、分院開設などは定款変更行為となり、都道府県への申請と認可が必要です。

都道府県への
申請と認可



6. 親族・MS法人との取引が制限される

医療法人の理事はMS法人の役員に就任できません。
親族が経営するMS法人との一定の取引がある場合には、これを都道府県に報告しなければなりません。



② その他

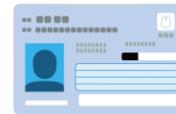
7. 運転資金の引継ぎは不可

個人時代の借入金のうち、運転資金については医療法人への引継ぎが原則できません。設備関係は引継ぎ可能です。



8. 社会保険の加入

社会保険は個人事業では従業員5名以上の場合に加入しますが、法人では必ず加入とされています。労使折半での負担となるので、事業主の費用負担が増加します。



9. 共済制度の解約

小規模企業共済や倒産防止共済に加入している場合、医療法人ではこれらの共済は継続ができないため、設立前に解約して共済金・解約手当金を受け取る必要があります。



10. 個人のために支出できない

役員報酬として支給されるものを除き、医療法人のお金を私的に使用することはできません。



11. 抛出時における消費税

医療法人の設立時の個人から医療法人への医療機器などの抛出は、税務上は譲渡とみなされ、個人で消費税の納税が必要となる場合があります。



12. 定期同額給与

医療法人から役員へ支払う報酬は、原則として定期同額である必要があります。(年俸制、理事会等で改定)

年俸制



13. 交際費

交際費は年間800万円までが損金に算入されます。ただし、純資産の60%相当額が1億円を超えると、年間800万円の損金算入枠が使用できなくなります。



個人開業医



所得金額
4,000万円

所得税・住民税
約 1,720万円



法人成り

医療法人



法人税等
約 287万円

所得金額
1,000万円

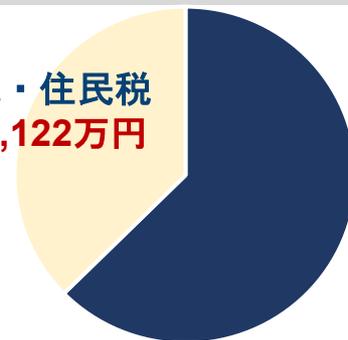


理事長

所得税・住民税
約 1,122万円

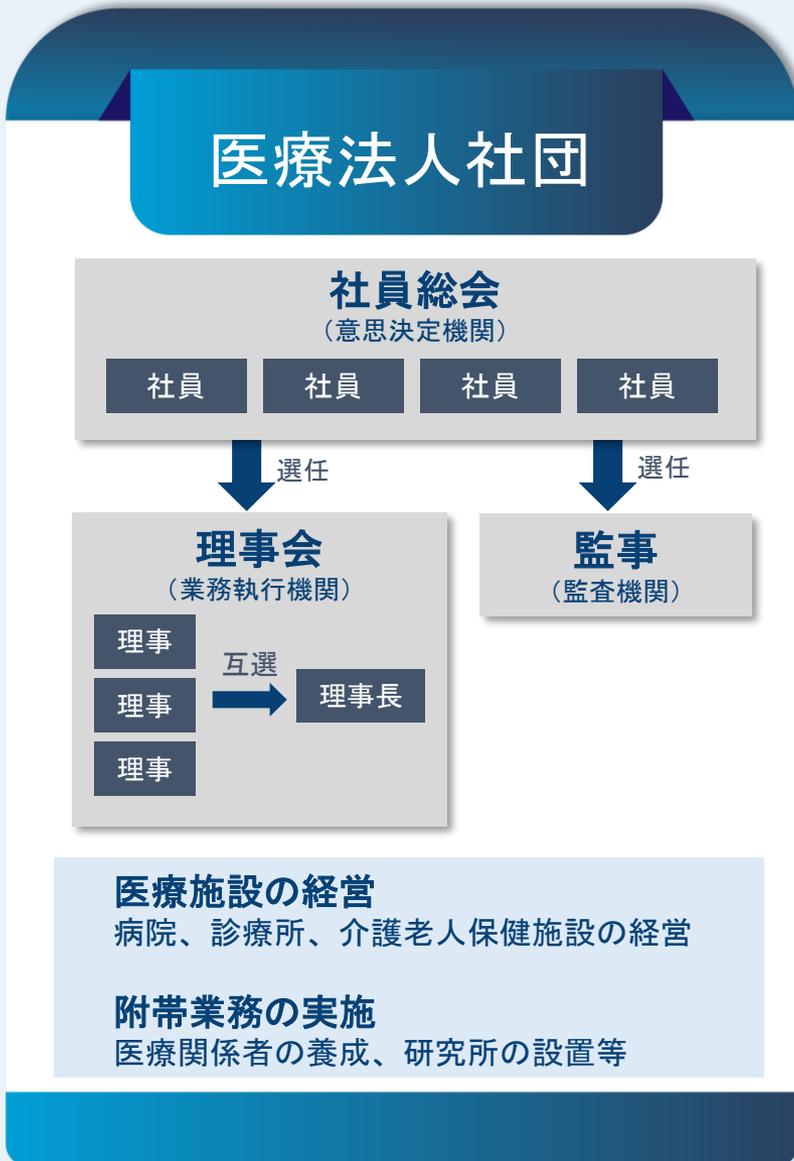


役員報酬
3,000万円



上記の場合、法人成りにより **約 311万円** の減税効果

※ 社会保険料や所得控除は考慮しておりません。
※ 実行にあたっては個別に試算が必要となります。



社員

- ・ 原則、3名以上が必要です。
※自治体によって異なる場合があります。
- ・ 社員一人につき一個の議決権を有します。

理事

- ・ 役員は自然人に限られます。
- ・ 未成年者が役員に就任することは、適当ではありません。
- ・ 医療法人と取引関係にある営利法人の役員と兼務はできません。
- ・ 診療所等の管理者は理事に就任する必要があります。

理事長

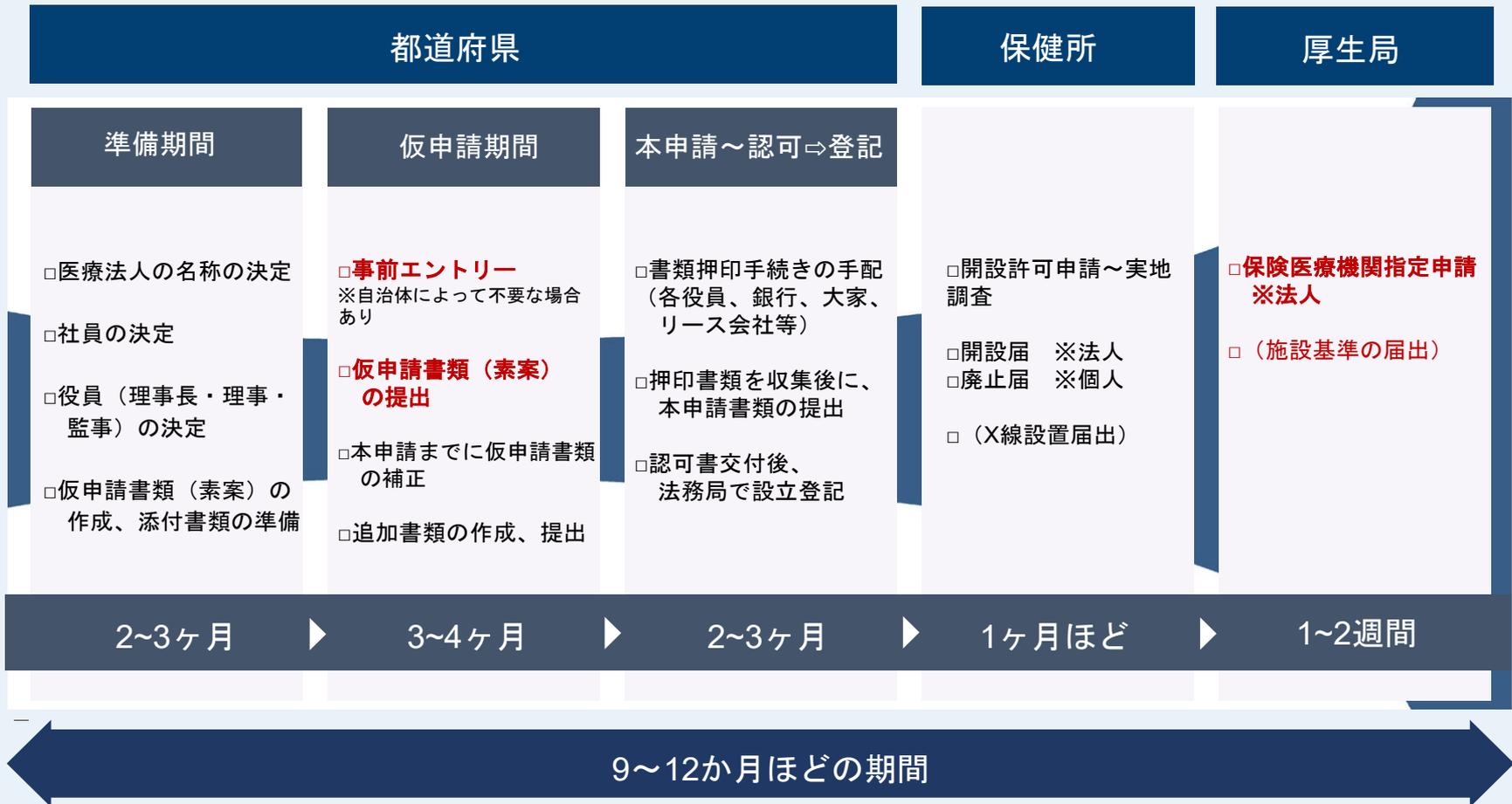
- ・ 理事のうち1人を互選により理事長とします。
- ・ 原則として医師又は歯科医師でなければ就任できません。

監事

- ・ 医療法人の理事、従業員を兼ねることができません。
- ・ 次の者は、監事に就任することができません。
医療法人の理事（理事長を含む）の親族
医療法人に出資（拠出）している社員
医療法人と取引関係・顧問関係にある個人、法人の従業員

4. 医療法人の設立の手順

赤字：明確な期限あり



I	事前打合せ	<ul style="list-style-type: none">① 税負担のシミュレーション ★② スケジュール、必要資料のご案内③ 法人名称、社員、理事、監事、などの検討④ 決算月（消費税、概算経費）の検討 ★
II	都道府県設立認可手続き	<ul style="list-style-type: none">① 都道府県の事前相談② 設立認可申請書類の作成支援③ 関係者との連絡調整（テナントオーナー又は仲介業者、金融機関、リース会社など）
III	診療所開設許可、開設届及び個人廃止手続き	<ul style="list-style-type: none">① 保健所の事前相談② 診療所開設許可申請書の作成支援③ 実地検査の立会い同席④ 診療所開設届、個人診療所廃止届の作成支援
IV	保険医療指定申請及び個人廃止手続き	<ul style="list-style-type: none">① 厚生局の事前相談② 保険医療機関指定申請書の作成支援③ 遡及関係書類の作成支援④ 個人の廃止手続き
V	会計、税務	<p>顧問契約により、</p> <ul style="list-style-type: none">① 税務署などへの設立届一式の作成 ★② 会計ソフト設定変更、開業仕訳の起票、経理指導 ★③ 役員報酬の検討など、タックスプランニングの立案 ★④ 個人廃業年の確定申告 ★

★の業務は 辻・本郷税理士法人 との協働になります。

本郷メディカルソリューションズでは 無料相談を受付中です

本郷メディカルソリューションズでは随時、医療法人設立に関する**無料相談**を承っております。医療専門のコンサルタントがそれぞれの医院のご状況に即したアドバイスをさせていただきます。

※具体的なサービス利用料金をお知りになりたい場合

サポート範囲やオプション等の違いにより、個々のお客様によって費用が異なりますので、こちらの場合も一度無料相談をお申込みください。その際にご状況やご要望をお伺いした上でお見積りをご提示させていただきます。

無料相談のお申込みはホームページで受付中です。

[無料相談 お申込みはこちら](#)